

岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例

岩手県国民体育大会運営基金条例（平成20年岩手県条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="197 483 633 517"><u>岩手県国民体育大会運営基金条例</u></p> <p data-bbox="159 531 246 564">（設置）</p> <p data-bbox="118 579 1133 660">第1条 第71回国民体育大会の円滑な運営に資するため、<u>岩手県国民体育大会運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p data-bbox="1229 483 2002 517"><u>岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例</u></p> <p data-bbox="1191 531 1279 564">（設置）</p> <p data-bbox="1151 579 2119 708">第1条 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、<u>岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p data-bbox="118 724 613 758">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。